

## 「生活文化」について

### 1 現在の提言書素案

(前文)

- ・ 私たちは、この地において、古きよきものを守りつつ、未来を見つめ、新しい**生活文化**を求め、創っていかうとする中で、互いに共通する思いとして、より住みやすいまちを構築していきたいと考えていること。

### 2 意見・提案

- ・ 「生活文化」という言葉は適切か。「生活文化」に対し、「芸術文化」という言葉もある。

### 3 議論の前提

#### (1) 「文化」の定義（広辞苑第5版）

「人間が学習によって社会から習得した生活の仕方の総称。衣食住をはじめ、技術、学問、芸術、道徳、宗教など物心両面にわたる生活形成の様式と内容を含む。」

#### (2) 「文化芸術」の定義（文化芸術振興基本法第8～13条）

「文化芸術」は以下のとおり分類される。

芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他（メディア芸術を除く。）
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能
生活文化	茶道、華道、書道その他の生活に係る文化
国民娯楽	囲碁、将棋その他の国民的娯楽
文化財等	有形及び無形の文化財並びにその保存技術

#### 4 方向性

- 自治基本条例は条例であり，他の法令（文化芸術振興基本法）に「生活文化」の定義がある以上，それとの整合性を図る必要がある。
- 文化芸術振興基本法には，「生活文化」が「茶道，華道，書道その他の生活に係る文化」とされており，本市の素案にある「生活文化」よりも狭い意味で使用されていると考えられる。本市の素案にある「生活文化」には，上記の「文化」の定義（広辞苑第5版）がより当てはまると考えられる。
- これらのことから，現在の提言書素案にある「生活文化」を「文化」に改めることとしたらどうか。